

# 非化石価値取引市場について

資源エネルギー庁  
2019年2月

# **1.非化石価値取引市場の概要について**

## **2.FIT非化石証書について**

### **①FIT非化石証書の概要**

### **②FIT非化石証書のトラッキングについて**

## **3.非FIT非化石証書について**

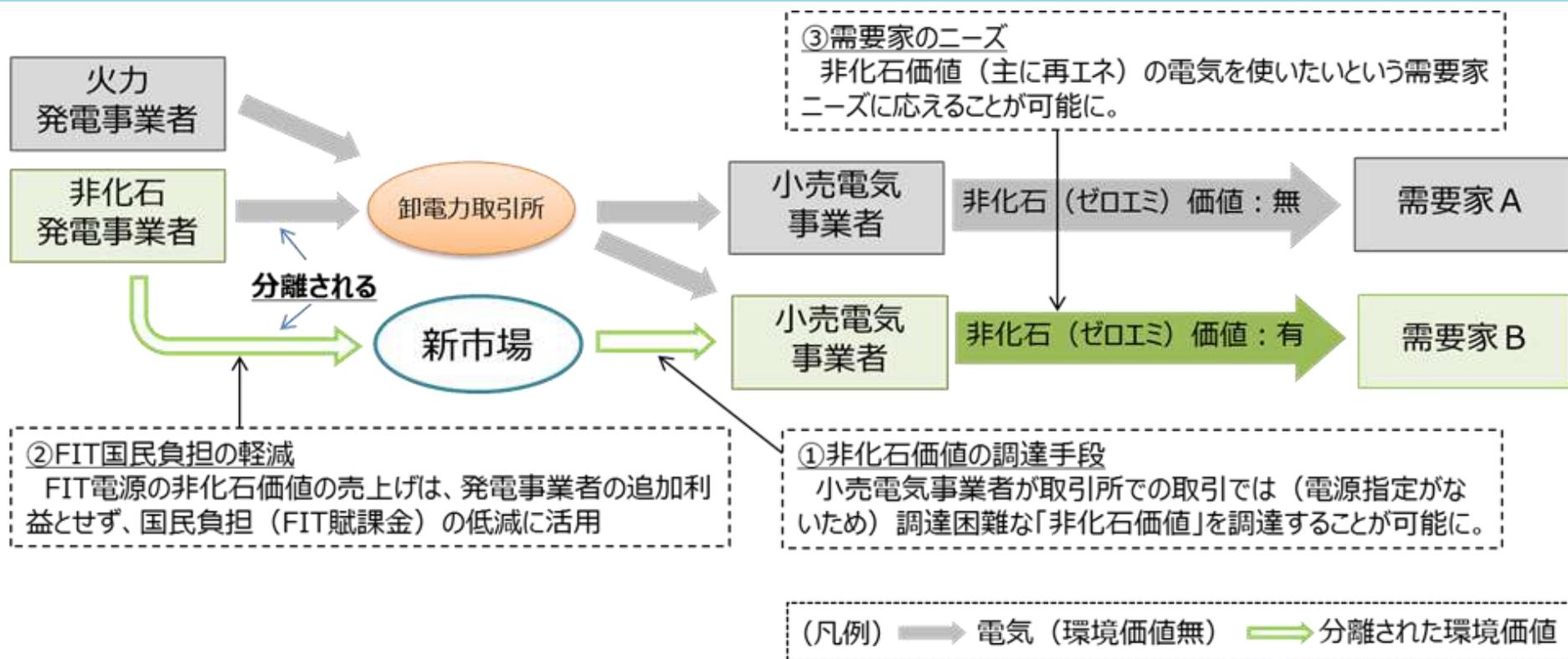
## **4.高度化法の間接評価の基準について**

# 非化石価値取引市場について

平成29年11月第15回制度検討  
作業部会資料に基づき作成

- 貫徹小委とりまとめを踏まえ、非化石電源（再エネ、原子力）からの電気の持つ「非化石価値」を証書化し取引するための非化石価値取引市場を本年から創設。証書はエネルギー供給構造高度化法（高度化法）の非化石電源比率報告時に使用可能。（あわせて、温暖化対策法上の排出係数を算定する際に証書を使用可能。）

※現在、高度化法では、小売事業者に対し2030年に非化石電源比率44%の目標達成のみを義務付けており、2030年以前の目標（中間目標）は設定していない。



# (参考) エネルギー供給構造高度化法

平成29年11月第15回制度検討  
作業部会資料に基づき作成

- エネルギー供給構造高度化法は、エネルギーの安定供給・環境負荷の低減といった観点から、電気やガス、石油事業者といったエネルギー供給事業者に対し、非化石エネルギー源の利用を拡大するとともに、化石エネルギー原料の有効利用を促進することを目的としている。
- 非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断基準（以下、告示）にて、小売電気事業者は、自ら供給する電気の非化石電源比率を2030年度に44%以上にすることが求められている。

## エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、エネルギー供給事業者によって供給されるエネルギーの供給源の相当部分を化石燃料が占めており、かつ、エネルギー供給事業に係る環境への負荷を低減することが重要となっている状況にかんがみ、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、エネルギー供給事業の持続的かつ健全な発展を通じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

## 非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断基準（平成28年経済産業省告示第112号/平成29年経済産業省告示第130号）

### 1. 非化石エネルギー源の利用の目標

① **電気事業者は、平成42年度において供給する非化石電源**（エネルギー源としてエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第2条第2項に規定する非化石エネルギー源（以下単に「非化石エネルギー源」という。）を利用する電源をいう。以下同じ。）に係る電気の量（省略）に、非化石電源に係る電気に相当するものの量（再エネ特措法第2条第5項に規定する特定契約に基づき当該電気事業者が調達する同条第2項に規定する再生可能エネルギー電気であって、同法第55条第1項に規定する調整機関が認定した電気の量をいう。）を加算した量の、供給する全ての電源による発電量に対する比率（以下「非化石電源比率」という。）を**44%以上（省略）とすることを目標とし**、既に当該非化石電源比率の目標を達成した電気事業者であっても、非化石電源比率の更なる向上への努力を求める。（中略）**なお、本目標の達成に当たっては、共同による達成を妨げない。**

④ **非化石電源比率の目標到達に向けて、国は、毎年、事業者**（複数の事業者で取組を行っている場合にあっては、当該複数の事業者）**の単位で、目標到達の状況と到達に向け適切な取り組みを行っているかを評価するものとする。**加えて、**定量的な中間評価の基準を設け、評価を行うことで目標達成の確度を高める。**

# 非化石証書が持つ環境価値の整理

平成29年11月第15回制度検討  
作業部会資料に基づき作成

- 非化石価値取引市場で取引される非化石証書には、以下の3つの価値を有する。
  - ①非化石価値（高度化法の非化石電源比率算定時に利用可能）
  - ②ゼロエミ価値（温対法上のCO2排出係数に利用可能）
  - ③環境表示価値（小売電気事業者が需要家に対して付加価値を表示・主張することが可能）

環境価値	価値の内容
①非化石価値	高度化法上の非化石電源比率の算定時に非化石電源として計上できる価値。
	 <u>非化石価値を有する電気の取引を行う際に付随する環境価値</u>
②ゼロエミ価値	小売電気事業者が調整後排出係数算定時に、調達した非化石証書の電力量に「全国平均係数」を乗じることで算出したCO2排出量を実二酸化炭素排出量から減算することができる価値。
③環境表示価値	小売電気事業者が需要家に対して、その付加価値を表示・主張する権利。

# 1.非化石価値取引市場の概要について

## 2.FIT非化石証書について

### ①FIT非化石証書の概要

### ②FIT非化石証書のトラッキングについて

## 3.非FIT非化石証書について

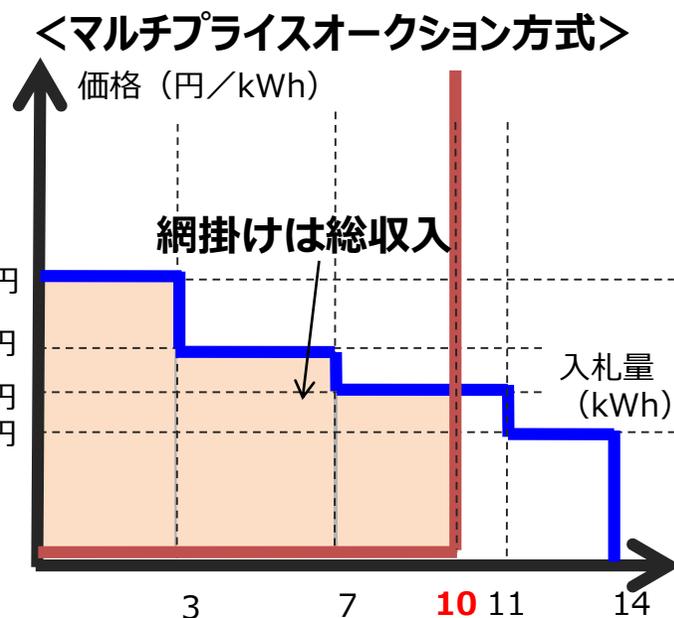
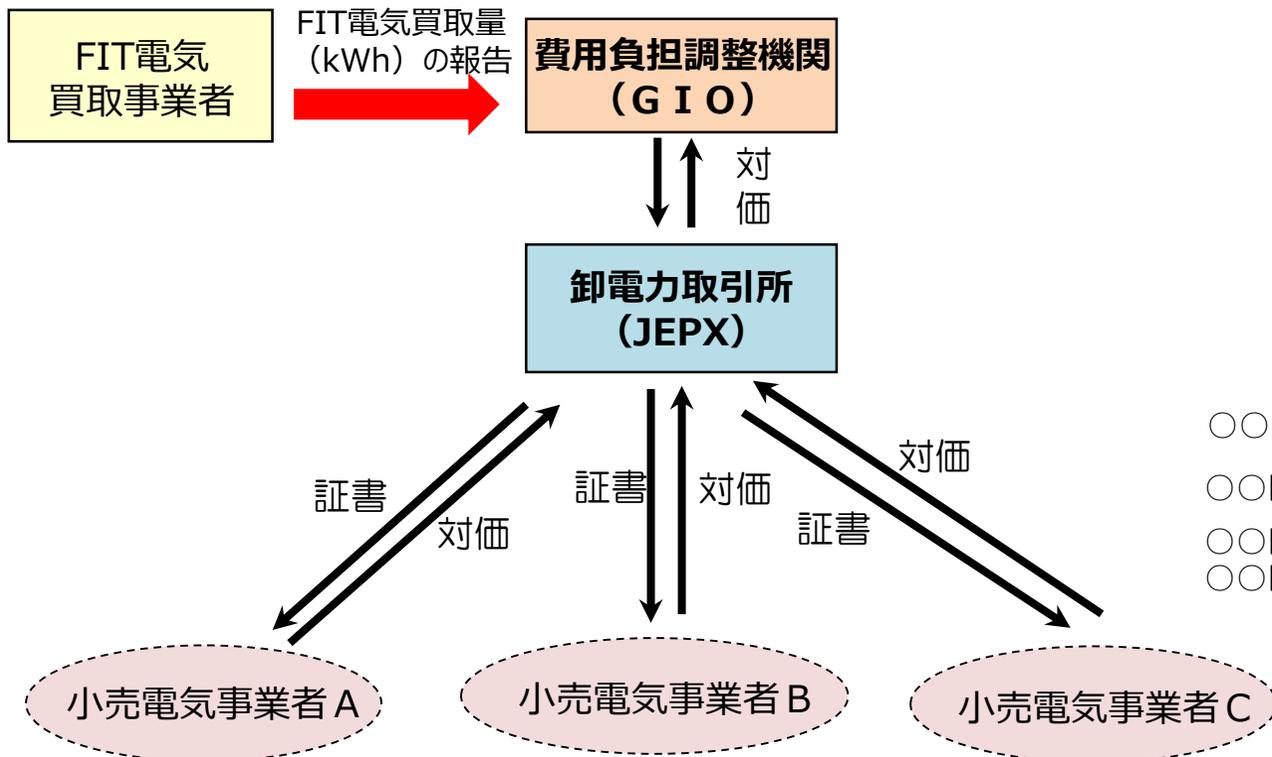
## 4.高度化法の間接評価の基準について

# FIT電源に係る非化石証書の取引について

平成29年11月第15回制度検討  
作業部会資料に基づき作成

- FIT電源に係る非化石証書は、FIT法※上の費用負担調整機関である低炭素投資促進機構（GIO）が、FIT電気の買取量（kWh）に相当する非化石証書を日本卸電力取引所（JEPX）を通じて、小売電気事業者に売却する。 ※電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
- オークションの形態については、当面、マルチプライスオークション方式にすることとされている。

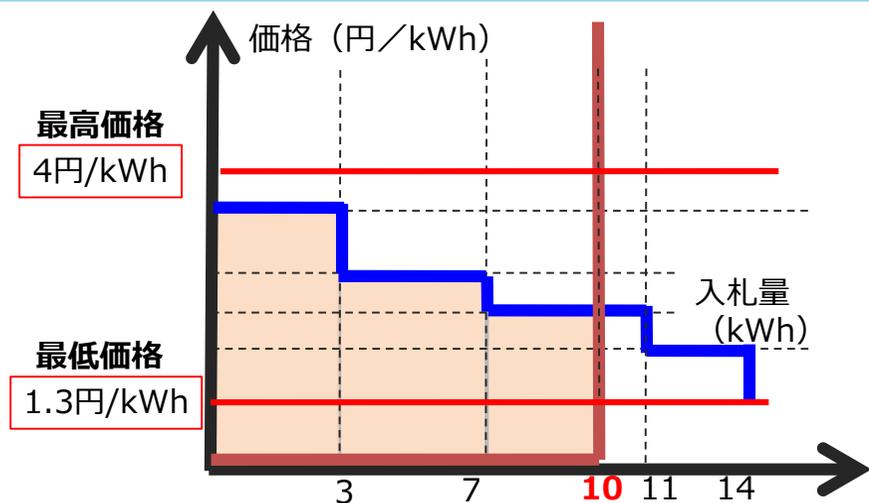
## FIT非化石証書の取引スキームイメージ



# オークションにおけるFIT非化石証書の入札価格について

平成29年11月第15回制度検討  
作業部会資料に基づき作成

- FIT電源については、需要家がFIT賦課金として費用を負担していること等に鑑み、環境価値が需要家に配分されてきたところ。（売れ残り証書に係る余剰非化石電気相当量については、今後も、需要家全体に配分される。）
- 今後、FIT電源に係る非化石証書を購入した事業者は、環境価値を独占的に使用できるようになるにも関わらず、著しく低い価格で大量に購入されれば、非化石証書の売却収入によるFIT賦課金の軽減に役立たない。
- FIT非化石証書については、取引初年度の小売事業者の入札価格は、FIT賦課金の金額（2.64円/kWh）を中心として、FIT賦課金の1/2である1.3円/kWhを入札最低価格とし、FITの調達価格（小水力12円/kWh）と回避可能費用（8円/kWh）の差額である4円/kWhを入札最高価格とした上で、取引初年度の価格動向を踏まえて次年度以降必要に応じて見直しを行うこととする。



# (参考)2018年度分以降のFIT電源由来の非化石証書について

平成29年11月第15回制度検討  
作業部会資料に基づき作成

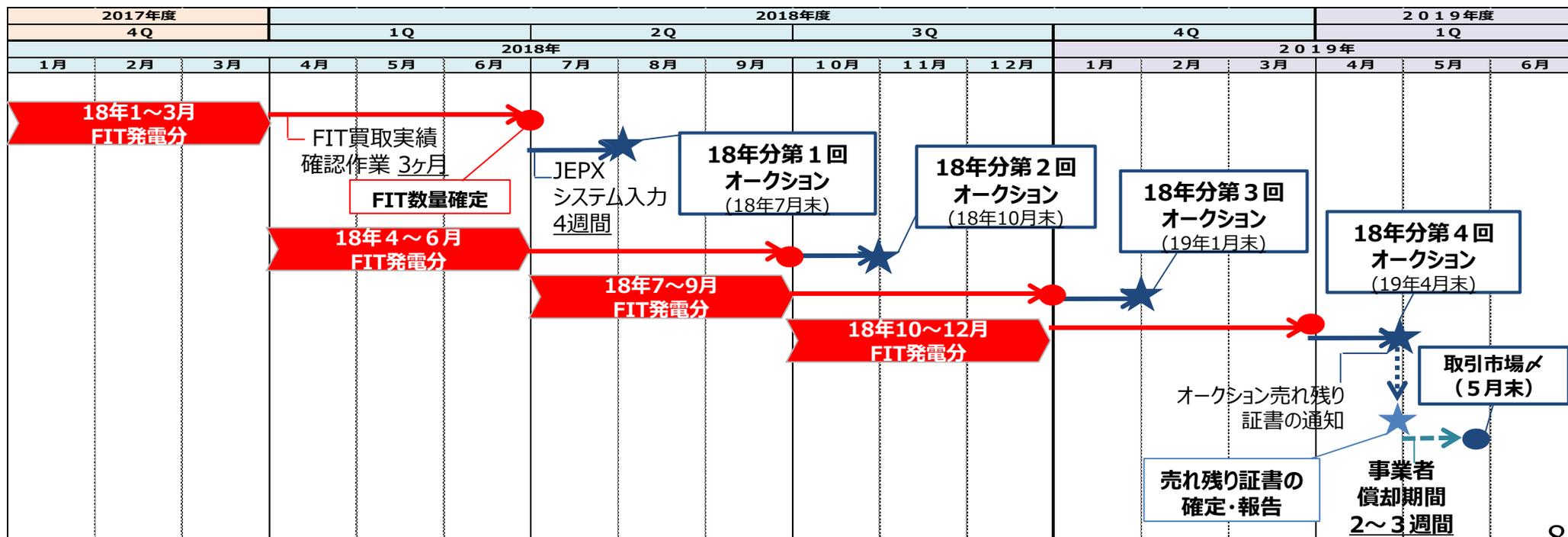
- FIT電源由来の非化石証書のオークションについては、利用者にとっての利便性と売り出し量の細分化を防ぐ観点から、年4回程度実施予定。

※GIOにおいて、3ヶ月分をまとめてFIT買取実績の確認作業を行う。(作業には3ヶ月程度を要する見込み)

※オークションの対象となったFIT非化石証書のうち、当該オークションで約定されなかったFIT非化石証書については、同年内に発電されたFIT電気相当の証書であれば、次回のオークションに繰り越すことは可能。毎年第4回のオークションで約定されず売れ残った証書については、売れ残り証書(後掲)となる。(翌年以降のオークションに繰り越すことはしない。)

- 1～3月分の非化石証書のオークションが、高度化法の報告〆切り(7月末)等に間に合わないため、2018年度以降の高度化法の非化石電源比率の実績報告においては、前年度の1～3月に発電された非化石証書について、翌年度の実績報告に含めて報告することを可能にする予定。

※なお、上記のオークション実施頻度や当該報告に利用可能な証書の対象期間等については、実務的な観点も踏まえて、非FIT非化石証書の制度設計の際に再度検討することとする。



# 非化石価値取引市場の初回オークション結果と今後の見通しについて

- 2017年4月～12月に発電されたFIT電気に係る非化石証書の初回オークションを2018年5月18日に実施。**26社**が購入し、約定量は約**516万kWh**。（約定価格は1.3～4.0円/kWh（平均**1.3円/kWh**））
- 直近の2018年第2回オークションにおける非化石証書の約定量は、**約2,100万kWh**。

	初回オークション	2018年 第1回オークション	2018年 第2回オークション
取引日	2018年5月18日	2018年8月10日	2018年11月9日
対象	2017年4～12月発電分	2018年1～3月発電分	2018年4～6月発電分
約定量	5,155,738kWh	2,241,311kWh	21,020,374kWh
約定最高価格	4.00円/kWh	4.00円/kWh	1.4円/kWh
約定最安価格	1.30円/kWh	1.30円/kWh	1.30円/kWh
約定量加重平均価格	1.30円/kWh	1.30円/kWh	1.30円/kWh
入札参加会員数	26	7	9
約定会員数	26	7	9

# 非化石証書の活用事例の紹介

## ニュースリリース内容抜粋

### 花王株式会社の取り組み

<花王株式会社HP 2018年11月28日付ニュースリリースより抜粋>

- ✓ 花王グループは、事業活動による温室効果ガス排出量を削減する取り組みの一環として、太陽光発電設備の導入およびCO<sub>2</sub>排出量ゼロ電力の購入を実施し、順次、再生可能エネルギーの導入を進めています。
- ✓ 今回の取り組みの中で、特に、紙おむつなどのサニタリー製品を生産する愛媛工場では、非化石証書を使用した電気を調達することにより、購入電力のCO<sub>2</sub>排出ゼロ化（CO<sub>2</sub>排出量年間25,000トンの削減）を実現。先に導入している太陽光発電設備と合わせ、CO<sub>2</sub>排出量ゼロ電力のみの使用となります。
- ✓ 花王では、購入電力のCO<sub>2</sub>削減の有効な手段として、流通量の多い非化石証書の積極的な活用を検討していきます。

### 東京ガスグループの取り組み

<東京ガス株式会社 2018年7月2日付ニュースリリースより抜粋>

- ✓ 東京ガス株式会社（社長：内田 高史、以下「東京ガス」）は、2018年7月1日より「がすてなーにガスの科学館」で購入する電気について、株式会社エネット（社長：川越 祐司、以下「エネット」）が提供するグリーンメニューの購入を開始しました。東京ガスグループが、非化石証書を用いた再生可能エネルギー（FIT）電気を購入するのは、初めてとなります。

<株式会社エネットHP 2018年7月2日付ニュースリリースより抜粋>

- ✓ 株式会社エネット（代表取締役社長：川越 祐司、本社：東京都港区）は、2018年7月1日より東京ガス株式会社（代表取締役社長：内田 高史、本社：東京都港区）の企業館の一つである「がすてなーに ガスの科学館」に、非化石証書を用いたCO<sub>2</sub>排出量ゼロの電気の供給を開始したことをお知らせいたします。なお、本件は当社において、初めて非化石証書を用いたCO<sub>2</sub>排出量ゼロの電力供給の案件となります。

# 1.非化石価値取引市場の概要について

## 2.FIT非化石証書について

### ①FIT非化石証書の概要

### ②FIT非化石証書のトラッキングについて

## 3.非FIT非化石証書について

## 4.高度化法の間接評価の基準について

## 実証実験の趣旨・目的

- 小売電気事業者は自ら供給する電気の非化石電源比率を2030年までに44%とすることがエネルギー供給構造高度化法において求められています。この目標の達成を後押しするために非化石価値を取り出し、小売電気事業者が証書として購入可能とする非化石価値取引市場が2018年5月に創設されました。
- これまで販売されてきた非化石証書はFIT電源に由来する環境価値を証書化したものでしたが、電源種や発電所所在地などの詳細な情報は明らかにされていませんでした。本実証実験においては、これらの属性情報をトラッキングし証書に付与します。このトラッキング付非化石証書を活用した電気を小売電気事業者が販売し、需要家が調達した場合、その電気は再生可能エネルギー由来として扱われ、需要家によるRE100の取組にも活用できます。これにより、非化石証書の利便性が更に向上し日本における再生可能エネルギー由来電気の調達の選択肢が広がることが期待されます。

# 実証実験の概要

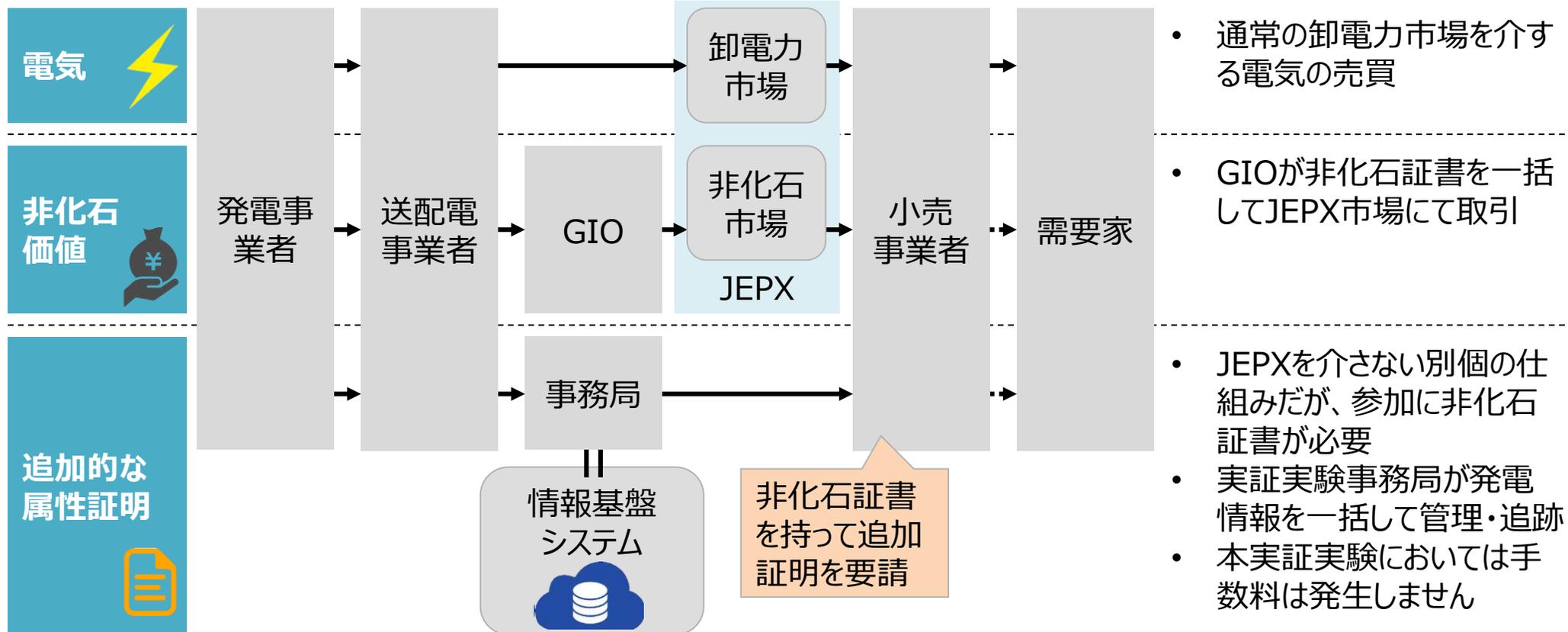
- 実施時期: 2019年2月25日~3月1日にて開催される非化石証書オークションに合わせて
- 参加条件: 参加を希望する全てのFIT発電事業者及び小売電気事業者 (需要家は契約する小売事業者経由での参加となります)
- 対象とする属性情報: 参加を希望した発電事業者が2018年7月~9月の間に発電したFIT電気に対応する属性情報
- 実施主体: 資源エネルギー庁及びその委託を受けた日本ユニシス株式会社

# トラッキングスキーム概要

- 実証実験事務局において情報基盤システムを用いて発電された電気に付随する属性情報を一括して管理します。属性情報は、小売事業者が購入した非化石証書に追加的に付与されます。

## 取引フロー概要

## 備考



- 通常の卸電力市場を介する電気の売買
- GIOが非化石証書を一括してJEPX市場にて取引
- JEPXを介さない別個の仕組みだが、参加に非化石証書が必要
- 実証実験事務局が発電情報を一括して管理・追跡
- 本実証実験においては手数料は発生しません

# トラッキングされる情報

- 本実証実験においては、下記属性情報をトラッキングし非化石証書に付与します。
  1. 設備ID
  2. 発電設備区分
  3. 発電設備名
  4. 設置者名
  5. 発電出力(kW)
  6. 認定日
  7. 運転開始又は予定日
  8. 設備の所在地
  9. 発電量(kWh)

## 追加的に記載する参考情報

- 前項の属性情報に加え、小売事業者が希望される場合には、下記情報を参考情報として記載いたします。
  - 正式メニュー名 (排出係数申請時に経済産業省に報告するメニュー)
  - 通称メニュー名 (ホームページなどに記載のある営業活動上の通称)
  - 当該メニューを購入することを予定している需要家

# 非化石証書のRE100への活用について

- 今般FIT電気に係る非化石証書（トラッキング情報付）がRE100に使用可であることについて、同団体より正式に回答があった。

## （参考③ー3）再エネ証書とグローバル情報開示・イニシアティブとの整合性

平成30年10月第1回我が国企業による国際的な気候変動イニシアティブへの対応に関する研究会資料を基に作成

- 再エネ由来 J-クレジット、グリーン電力証書、非化石証書については、GHGプロトコルスコープ2ガイダンスにおける再エネ証書のクライテリアに合致していることを確認済。
- また、再エネ由来 J-クレジット、グリーン電力証書、非化石証書は、CDP 報告書及びSBTにおいても、再エネ証書として活用できることを確認済。

	CDP (GHGプロトコル準拠)	SBT (GHGプロトコル準拠)	RE100 (GHGプロトコルを ベースに独自要件あり)
J-クレジット (再エネ電力由来)	○	○	○
グリーン電力証書	○	○	○
非化石証書	○	○	政府によるトラッキング証書のみ○※

※今後、非化石価値取引市場の利用価値向上に向けた検討の一環で、非化石証書のトラッキングに係る実証実験を行うこととしている。

# RE100における非化石証書の活用について

資料5-1

News Release



平成 30 年 12 月 17 日

## トラッキング付非化石証書の販売にかかる実証実験を行います

経済産業省は、2019 年 2 月に販売される非化石証書について、電源種や発電所所在地などのトラッキング情報を付与する実証実験を行います。このトラッキング付非化石証書を活用した電気を小売電気事業者が販売し、需要家が調達した場合、その電気は再生可能エネルギー由来とみなされ、需要家による RE100※の取組にも活用できます。これにより、企業による再エネ調達の選択肢が広がることが期待されます。

※RE100 は、英国の Climate Group と CDP が実施する、事業運営に使う電気を 100%再生可能エネルギーで調達することを目標に掲げるイニシアチブです。

### 1. 概要

小売電気事業者は自ら供給する電気の非化石電源比率を 2030 年までに 44%とすることがエネルギー供給構造高度化法において求められています。この目標の達成を後押しするために非化石価値を取り出し、小売電気事業者が証書として購入可能とする非化石価値取引市場が 2018 年 5 月に創設されました。

**1.非化石価値取引市場の概要について**

**2.FIT非化石証書について**

**①FIT非化石証書の概要**

**②FIT非化石証書のトラッキングについて**

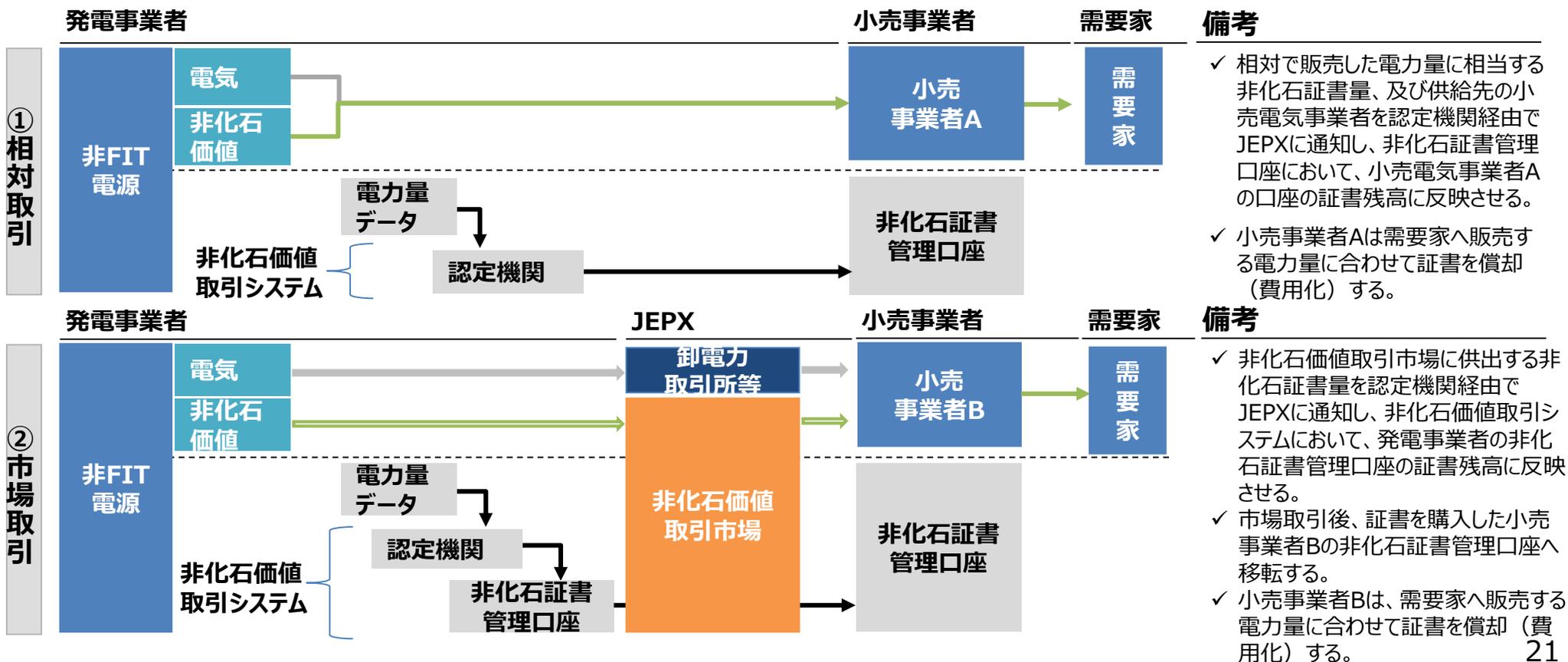
**3.非FIT非化石証書について**

**4.高度化法の間接評価の基準について**



# 非化石価値のダブルカウント回避について

- 非化石価値を取引するにあたって、発電事業者や小売電気事業者による非化石価値のダブルカウント（とりわけ証書を発行していない電気の非化石価値とのダブルカウント）が生じないような管理体制が必要。
- このため、当該発電事業者が**相対取引で非化石価値を有する電気を小売事業者に販売する場合においても、すべて証書化の上、非化石価値取引システムにて管理することとしてはどうか。**具体的には、当該販売電力量及び供給先の小売電気事業者を認定機関経由でJEPXに通知し、非化石証書管理口座において、当該小売電気事業者の口座の証書残高に反映させる仕組みとしてはどうか。



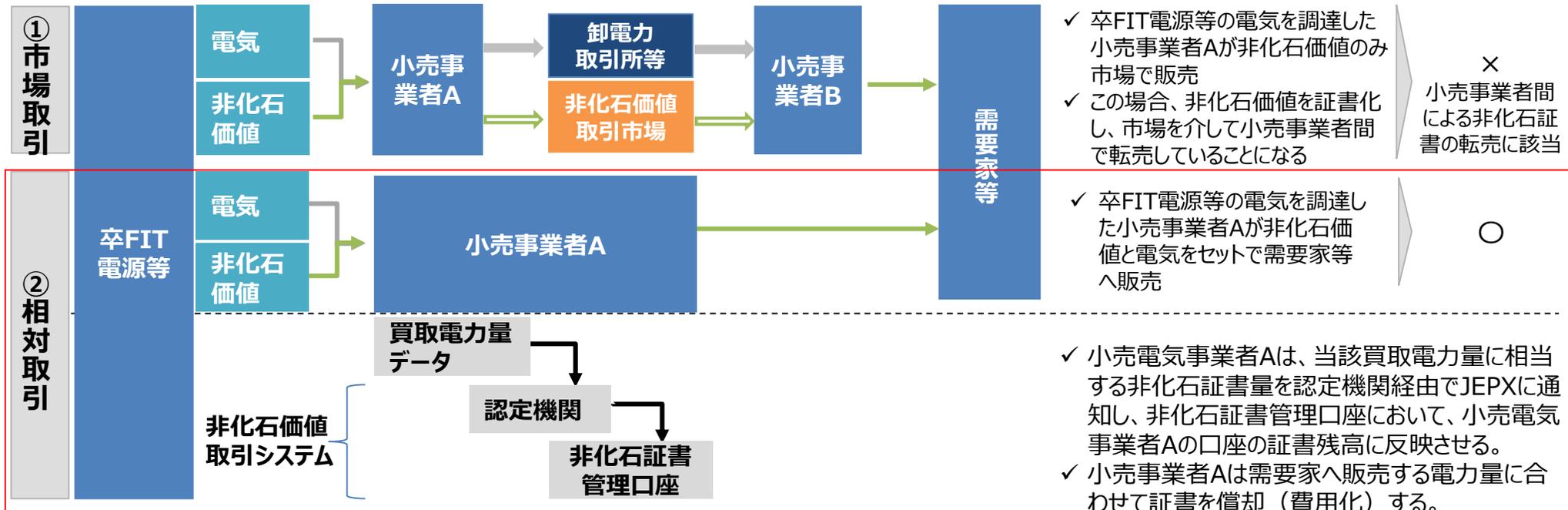
# 小規模な卒FIT電源等の非化石価値の取り扱いについて

平成30年11月第26回制度検討作業部会資料に基づき作成

- FIT制度に基づく固定価格買取期間が終了した**住宅用太陽光発電等の小規模な非FIT非化石電源（小規模卒FIT電源等）**を調達した当該小売電気事業者が、①当該電気に由来する非化石価値を非化石価値取引市場に売却することが認められるかが論点となるが、これまで小売事業者間の証書の転売については、税務上の懸念があることから当面転売は出来ない仕組みとしているところ、上記①の場合については、小売事業者間による非FIT非化石証書の転売にあたりと解される。
- **このため、当面、小規模卒FIT電源等の取り扱いについては、②非化石価値を有する電気をそのまま需要家等に販売することとしてはどうか。**
- なお、②の場合において、論点1－1で議論したとおり、ダブルカウント防止の観点から、すべて証書化の上、非化石価値取引システムにおいて管理する方法としては、具体的には、小売事業者が調達した電力量（直接需要家に販売した電力量）を認定機関経由でJEPXに通知し、当該電力量分に相当する非化石証書をJEPXの非化石証書管理口座の証書残高に反映させつつ、電気を需要家に販売するという方法が想定される。

## 取引フロー概要

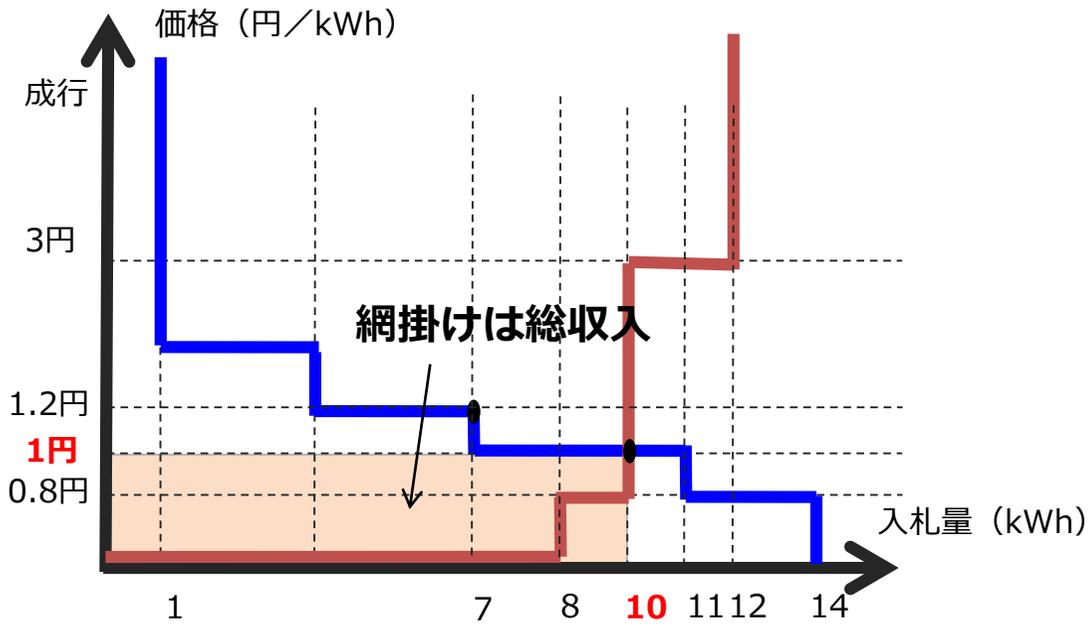
## 備考



# 非FIT非化石証書のオークションにおける価格決定システムについて

平成30年11月第26回制度検討作業部会資料に基づき作成

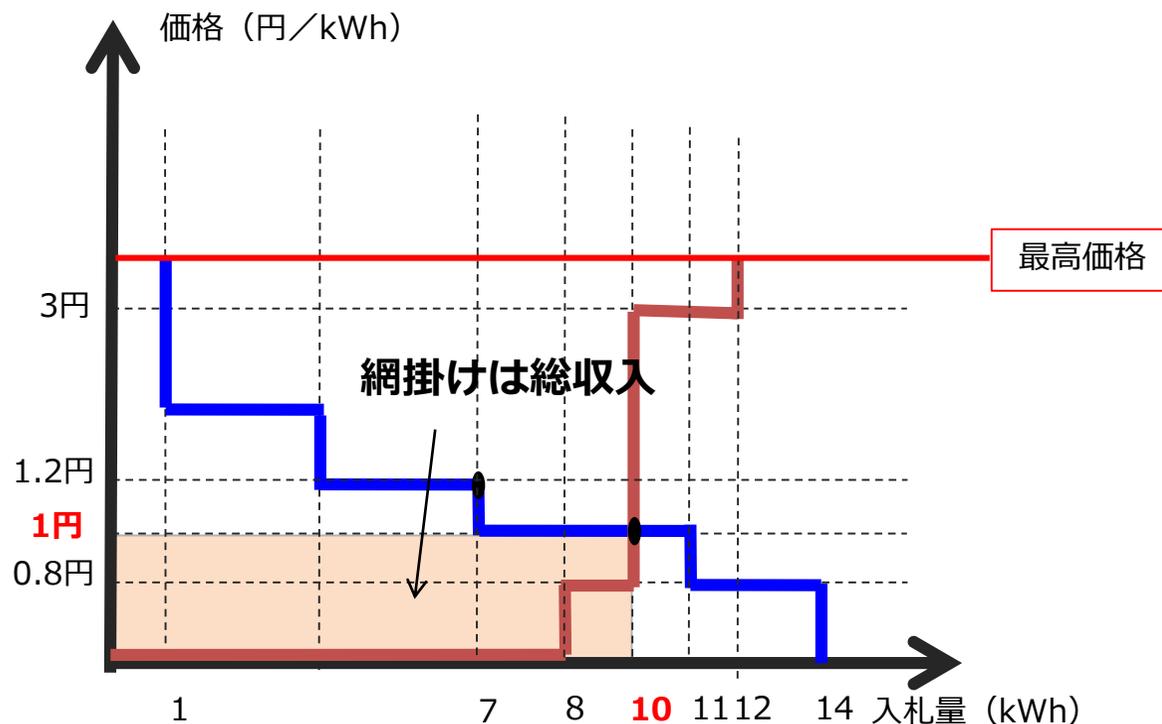
- FIT非化石証書のオークションについて、証書の売入札者はGIO一者であり、（また、FIT賦課金による国民負担の軽減を最大限に図る観点から）当面はマルチプライスオークション方式を採用することとされている。
- 他方で、非FIT非化石証書のオークションにおいては、通常の電力のスポット市場と同様に、売入札者は複数の発電事業者等、買入札者は複数の小売事業者等となることが想定されるため、シングルプライスオークション方式を採用することとしてはどうか。



# 非FIT非化石証書の価格水準について

平成30年11月第26回制度検討作業部会資料に基づき作成

- FIT非化石証書については、需要家がFIT賦課金として費用負担している（2018年度賦課金単価2.9円/kWh）点等を鑑み、入札最低価格を設定しているが、非FIT非化石証書については、上記のような措置を講じず、最低価格は設けないこととしてはどうか。
- 他方で、入札最高価格については、高度化法の間接評価の基準の設定等によっては、価格が高騰する可能性があるため、FIT非化石証書と同様に価格高騰時の負担抑制の観点から設定することが望ましいのではないか。ただし、具体的な入札最高価格の水準については、中間評価の基準の議論と併せて議論することとしてはどうか。



# 非化石証書の種類について

平成30年11月第26回制度検討作業部会資料に基づき作成

- これまでの貫徹小委での議論において、非FIT非化石証書のうち、再エネ電気に由来するものについては、証書の売り手が「再エネ指定」として販売するか「指定無し」として販売するか選択が可能とされている。
- また、「再エネ指定」においては、**FIT電源と非FIT再エネ電源のいずれも再エネ指定となりうるが、両者間で価格決定方式等に違いがあることから、実質2種類存在することになる。**つまり、非化石証書そのものは以下の3分類となるが、非FIT非化石証書（再エネ指定）とFIT非化石証書のオークションの統合や再エネ指定証書の細分化等については、取引状況を勘案しながら必要に応じて検討することとしてはどうか。

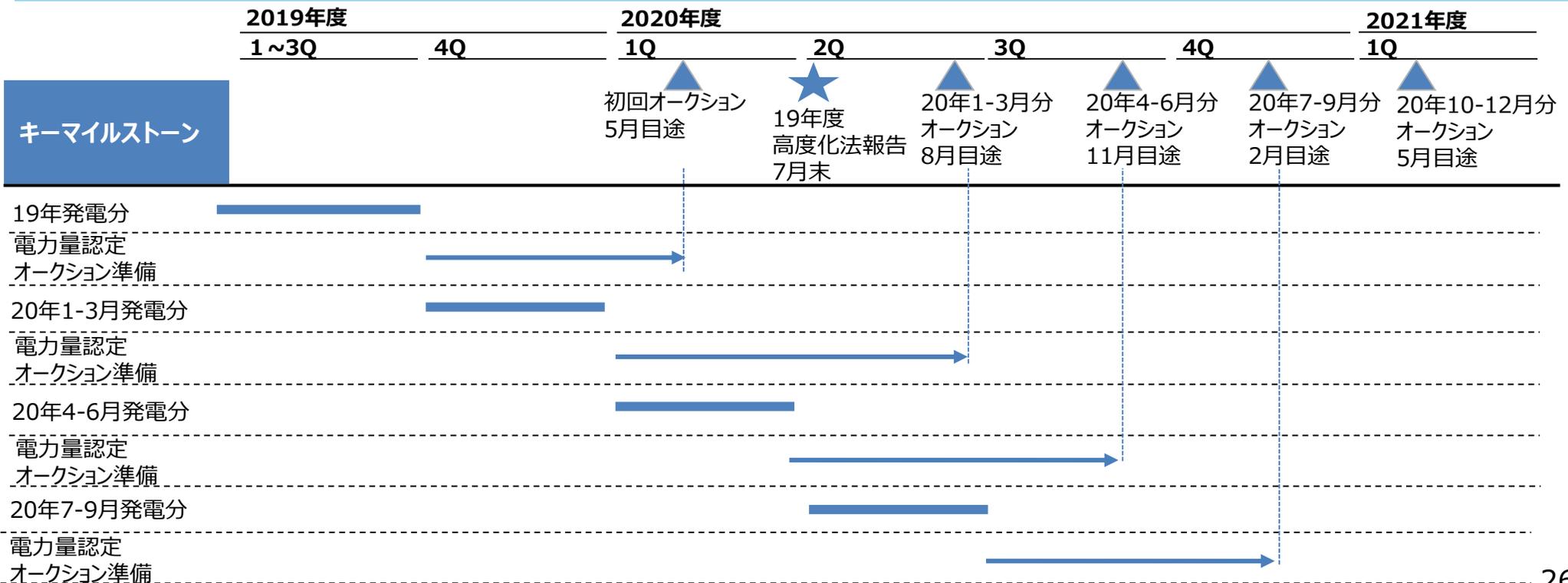
	再エネ指定		指定無し
	FIT非化石証書	非FIT非化石証書	非FIT非化石証書
対象電源	<b>FIT電源</b> (Ex. 太陽光、風力、小水力、バイオマス、地熱)	<b>非FIT再エネ電源</b> (Ex. 大型水力・卒FIT電源等)	<b>非FIT非化石電源</b> (Ex. 大型水力、卒FIT電源、原子力等)
証書売手	GIO	発電事業者	発電事業者
証書買手	小売電気事業者	小売電気事業者	小売電気事業者
最低価格	1.3円/kWh	設定しない	設定しない
最高価格	4円/kWh	今後の検討	今後の検討
価格決定方式	マルチプライスオークション	シングルプライスオークション	シングルプライスオークション

# 非FIT非化石証書のオークションスケジュールについて

平成30年11月第26回制度検討作業部会資料に基づき作成

- 非FIT非化石証書の初回オークション（2019年4～12月に発電された非FIT電源に係るもの）については、小売電気事業者による2019年度の高度化法の非化石電源比率の報告期限（2020年7月末）等を踏まえ、**遅くとも2020年5月に取引が開始するよう、詳細設計を進めることとしてはどうか。また、具体的な初回オークションの時期については、一通りの制度設計が検討されてから改めて検討とすることとしてはどうか。**
- また、非FIT非化石証書の**オークション頻度は年4回とし、また、年度の高度化法の非化石電源比率の報告には、当該年の1～12月に発電された非FIT非化石証書が利用可能\***としてはどうか。

\*2019年度の高度化法の非化石電源比率の報告については、当該年の4～12月に発電された非FIT非化石証書が利用可能。



**1.非化石価値取引市場の概要について**

**2.FIT非化石証書について**

**①FIT非化石証書の概要**

**②FIT非化石証書のトラッキングについて**

**3.非FIT非化石証書について**

**4.高度化法の間接評価の基準について**

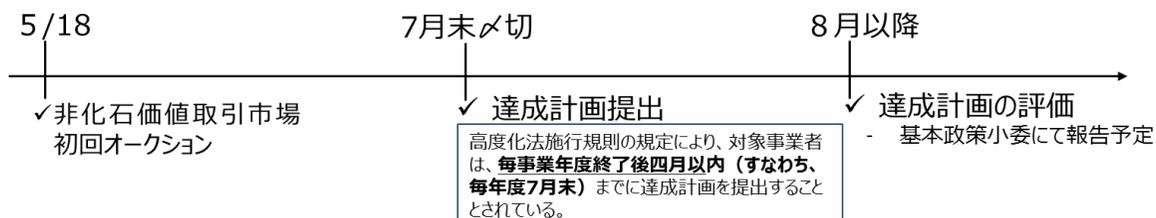
# 高度化法の非化石電源比率の達成状況について

- 高度化法施行令第5条第1号に掲げる事業を行う小売電気事業者、及び一般送配電事業者と特定送配電事業者<sup>注</sup>のうち、2017年度における電気の供給量が5億キロワット時以上の事業者（報告対象事業者）は、2018年7月末に高度化法に基づく非化石エネルギー源の利用の目標達成のための計画（達成計画）を提出した。（提出対象となった企業は46社（カバー率98%））
- 前回の基本政策小委での議論を踏まえ、中間評価の基準を設定していない現在の状況下においては、足元の非化石電源比率を基に定量的に評価する基準が存在しないことを鑑み、**今回提出される達成計画については、現状の非化石電源比率を確認するとともに、2030年度の目標達成に向けた取り組み状況や、目標を実現する上での課題等の確認に重点をおいて評価を行った。**

## 高度化法の非化石エネルギー源の利用目標達成計画の評価について

- 高度化法の判断基準（告示）において、「非化石電源比率の目標到達に向けて、国は、毎年、事業者（複数の事業者で取組を行っている場合にあつては、当該複数の事業者）の単位で、目標到達の状況と到達に向け適切な取組を行っているかを評価する」としており、今回提出される達成計画について評価を行う。
- 他方で、中間評価の基準を設定していない現在の状況下においては、足元の非化石電源比率を基に定量的に評価する基準が存在しない。
- このため、**今回提出される達成計画については、現状の非化石電源比率を確認するとともに、2030年度の目標達成に向けた取り組み状況や、目標を実現する上での課題等の確認に重点をおいて評価を行う。**  
※現状の非化石電源比率や各社が記載した取り組み状況、課題については、集計の上、次回以降の基本政策小委にて報告予定。

<達成計画の提出に係るスケジュールのイメージ>



## (参考) 高度化法の非化石エネルギー源の利用目標達成計画の提出について

- エネルギー供給構造高度化法（以下、「高度化法」という。）に基づき、小売電気事業者、及び一般送配電事業者、特定送配電事業者のうち、前事業年度における電気の供給量が5億kWh以上の事業者は、2016年3月に告示改正が行われたことを踏まえ（2030年度44%目標）、2017年度分より、非化石エネルギー源の利用目標達成計画（達成計画）を経産大臣に提出することとなっている。

▶ 対象事業者：前年度の前事業年度における電気の供給量が5億キロワット時以上の事業者  
 →旧一電10社及び大手新電力36社 計46社（販売電力量シェア約98%）

※詳細は高度化法に係る電気事業者の非化石電源比率の算出方法等について（ガイドライン）を参照。（エネ庁HPに掲載）

### <達成計画の報告対象事業者>

旧一般電気事業者	新電力			
北海道電力	F-Power	新出光	東京ガス	MCIテールエナジー
東北電力	イーレックス	ウエスト電力	東急パワーサプライ	グローバルエンジニアリング
東京電力EP	エネット	北海道瓦斯	王子伊藤忠エネクス	エナリスパワーマーケティング
中部電力	昭和シェル	伊藤忠エネクス	テプコカスタマーサービス	大和ハウス工業
北陸電力	エネサーブ	大阪瓦斯	新日鉄住金エンジニアリング	SBパワー
関西電力	サイサン	JXTGエネルギー	KDDI	ハルエネ
中国電力	ミツウロコグリーン	オリックス	シナジアパワー	
四国電力	日本テクノ	洸陽電機	アーバンエナジー	
九州電力	Loop	サミットエナジー	丸紅新電力	
沖縄電力	ダイヤモンドパワー	リコージャパン	関電エネルギーソリューション	

▶ 10社

▶ 36社

(順序は小売登録番号順)

# 高度化法の非化石電源比率の現状について

- 報告対象事業者は、達成計画の提出にあたって非化石電源比率の現状と2030年度の目標値を記載することになっている。報告対象事業者の非化石電源比率の現状（2017年度実績）は以下のとおり。

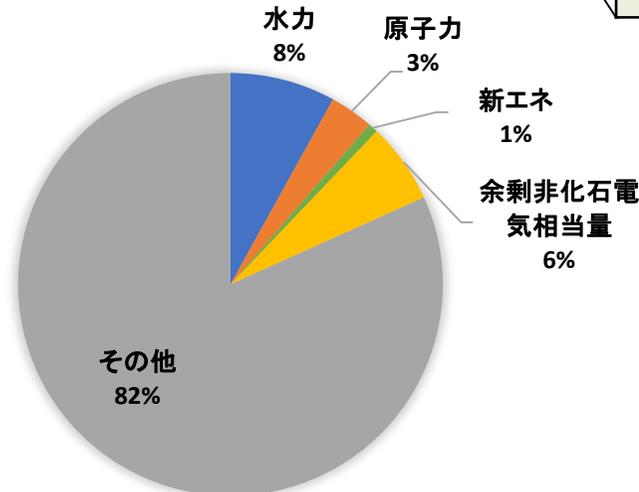
非化石電源比率加重平均	
18%	

非化石電源種別	比率
水力	8%
原子力	3%
新エネルギー等	1%
非化石証書	0%
余剰非化石電気相当量の分配	6%
合計	18%

2017年度実績	
非化石電源比率	事業者数
40%～	0社
35%～40%	0社
30%～35%	1社
25%～30%	3社
20～25%	3社
15～20%	1社
10～15%	8社
5～10%	30社
0～5%	0社
合計	46社

単位：GWh

非化石証書等の状況	
非化石証書使用量	2.2
余剰非化石電気相当量の分配 (売残りFIT非化石証書の分配量)	51,837



## (参考) 非化石電源比率の中間評価について

- 非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断基準（平成29年 経済産業省告示第130号）1. ④にて、「非化石電源比率の目標到達に向けて、国は、毎年、事業者（複数の事業者で取組を行っている場合にあつては、当該複数の事業者）の単位で、目標到達の状況と到達に向け適切な取り組みを行っているかを評価するものとする。加えて、定量的な中間評価の基準を設け、評価を行うことで目標達成の確度を高める。」と規定されている。
- 貫徹小委の議論も踏まえ、中間評価の在り方について引き続き検討を行う。（FIT由来電源以外の非化石証書の取引が開始される時期を目途に検討を行う。）

### 貫徹小委 中間とりまとめ（抜粋）

#### P15（3）留意事項

高度化法告示（非化石エネルギーの利用に関する電気事業者の判断基準）では、政府は、定量的な中間評価の基準を設け、評価を行うことで目標達成の確度を高めることとされている。本委員会の議論においては、この基準について、3E + Sとの整合性を図りながら、FIT法の施行時期や今後の非化石電源の導入状況等を踏まえつつ、適切かつ慎重に設定する必要があるとの意見が大勢であった。政府においては、こうした点に留意しつつ、中間評価の在り方等に係る検討を進めるべきである。

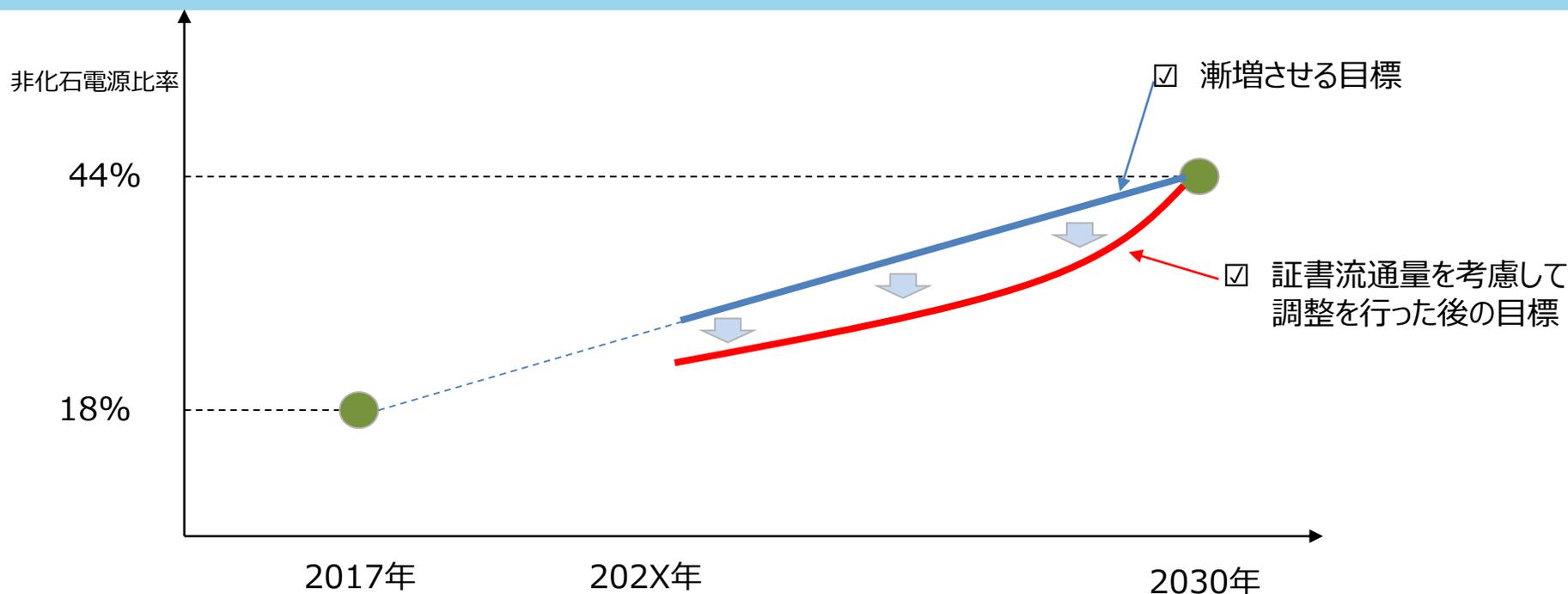
### 平成26年度及び27年度並びに旧外地特会決算議決にあたっての指摘事項（衆 決算行政監視委員会 抜粋） （再生可能エネルギー）

再生可能エネルギーについては、小売電気事業者が非化石電源比率に係る目標の達成に向け適切に取り組むことができるよう、政府は、エネルギー供給構造高度化法に基づく定量的な中間評価の基準を早期に示すべきである。

# 中間評価の基準を設定する上での論点（全体の目標値）

平成31年1月第28回制度検討  
作業部会資料に基づき作成

- 2030年44%目標の達成確度を高めるためには、202X年以降、毎年度目標値を設定し、44%に向けて漸増させることが考えられる。
- 他方で、小売事業者にとっての目標達成の手段である非化石証書について、非化石証書の需給がひっ迫する場合には小売事業者の高度化法の目標達成が困難となることから、毎年度目標の設定にあたっては、証書流通量等も考慮し、目標値の調整を行うことが妥当ではないか。
- また、小売事業者の目標達成へ向けた取り組み状況の中間評価については、毎年度の目標と実績を比較し単年度単位で評価する方法や、複数年度の目標と実績を比較し複数年度単位でまとめて評価する方法等が考えられるのではないか。



# 中間評価の基準を設定する上での論点（化石電源のグランドファザリング）

平成31年1月第28回制度検討  
作業部会資料に基づき作成

- 環境適合を推進する市場を導入する際に、諸外国においては既存事業者の継続的な事業の実施に対して各事業者の置かれた状況を勘案する事例が存在する。
- 従来、化石電源等の電気を調達していた小売事業者について、非化石電源の電気を新規に調達することの困難性や事業環境の激変を防ぐという観点から継続的に化石電源の調達に一定の配慮を行うことも考えられる。（化石電源グランドファザリング）
- 他方で、こうした化石電源グランドファザリングを継続した場合には、対象事業者の非化石電源への移行が他事業者よりも遅れるという可能性もある。

